

農業生産法人への農地集積がもたらす影響について

— 被災地のアンケートから —

専任研究員 坂内 久

東日本大震災により大きな被害を受けた宮城県東松島市では、10～20年を要して進展すると考えられる農業生産構造の変化が、津波被害からの復旧を契機に一足飛びに突き抜け変化した感がある。沿岸部の被災地域で農地利用改善団体を設立し、市を中心に土地改良事業とセットで圃場の大規模化を進め、農業生産法人への集積(25～150ha/法人)を図った。震災後に市内で設立された農業法人が12存在するが、そのうち津波被災地域にあって農業生産に基づいた農地的土地利用が計画・進行した3地区で7つの農業法人が設立された^(注)。

大規模農業生産法人の出現が急激であったがゆえに、そこでは課題も明瞭に表出した。地域社会のなかで農地をはじめ農業資源や環境をどう利用、保全してゆくのか。アンケートはそうした問題意識のもと、被災地域の1つであるN地区に新設された法人の協力を得て実施した。当法人に貸出・委託した農家総数はN地区とM地区を合わせ150戸以上であるが、そのうち約半数のN地区内に農地を所有する家に対し行った。地区内には構成員として参加しなかった家もある。アンケートはできるだけ簡便にするため、回答する家人は特定せず、質問は「あなたの家」という表現で、自分の家(家族)がどういう関係かを求め、回答者の性別や家内属性は不明である。アンケート方法については第1表(注)を参照。

1 家と大規模農業生産法人との関係

所有農地の全部または大部分を委託した家が94%で、大規模農業生産法人への農地集積が劇的に進展した(第1表-a)。そうした変化のうえに立って、自分の家と農業生産法人との関係が、「将来」どのようになるか選択肢をもとに予想してもらった。予想される法人との関係はつぎのとおり(第1表-b)。

農地の貸借だけの関係で、何をどのように作りどこに販売するかといった農業経営については全て法人に任せる(48%)、農作業には参加しないがある程度関心を持って見守る(27%)、

第1表 東松島市N地区の農業生産法人構成員アンケート

(単位 件、%)

a. 農業生産法人との関係	件数	割合
農地の全てを委託	27	51.9
農地の大部分を委託	22	42.3
農地の一部を委託	1	1.9
農地を委託し、農作業にも出役	2	3.8
農地の委託はしていない	—	—
合計	52	100.0
b. 将来の農業生産法人との関係	件数	割合
農地の貸借関係が中心、法人の農業経営は全て任せる	25	48.1
法人の農業経営に関心を持って見守る(農作業には参加せず)	14	26.9
法人の農作業に参加して、一定の収入を得ていきたい	5	9.6
法人に、地域の様々なことを要望したい	1	1.9
これからのことは分からない	7	13.5
合計	52	100.0
c. 家と農協(JA)との関係	件数	割合
正組合員・准組合員で、将来も組合員継続	18	34.6
正組合員・准組合員だが、将来、組合員継続は不明	26	50.0
現在、組合員でない	8	15.4
合計	52	100.0
d. 家と集落の共同作業(草刈り・堀払い等)	件数	割合
共同作業への参加、これからも可能	6	11.5
共同作業への参加、今は可能だが、将来難しい	13	25.0
共同作業への参加、今すでに難しい	33	63.5
合計	52	100.0

資料 東北大学農学部大村道明研究室の集計結果から作成

(注) アンケート方法:2017年6月に大村研究室から、N地区新設法人に農地を委託した家(n=73)にアンケート票を郵送で配付、回収。回答総数は53、有効回答数は52(71.2%)。

と両者を合わせ、自分の家と法人とは農業を媒介とせず一線を画した関係になると予想する回答が全体の75%を占める。これらに次いで多いのは、これからのことは分からない(13.5%)という回答である。農業生産法人の農作業に参加し一定の収入を確保したい(9.6%)と、地域の様々なことを要望し農業生産法人に積極的に関与したい(1.9%)を合わせた農業を媒介にした関係を望む回答は11.5%と少ない。

2 家と農協(JA)との関係

つぎに、家と農協(JA)の関係、すなわち農地の全てあるいは大部分を委託して実質的に離農した家と地域の農協との関係がどのようになるのかの質問である(第1表-c)。

組合員を継続する意向を示しているのは34.6%で、現在すでに組合員でない家は15.4%、将来、組合員を継続するかどうか分からない家が半数(50%)である。

3 家と集落の共同作業について

最後に、集落の道路や小河川に関わる草刈りや堀払いなど地域住民で行う共同作業についてのアンケート結果である(第1表-d)。63.5%の家が現在すでにそうした共同作業への参加が難しくなっている。今は共同作業に出役できていても、将来、難しいとする家(25%)を含めると、実に88.5%の家が共同作業への出役は困難になるという結果である。

4 アンケート結果からの示唆

多くの被災した農家が新設の農業生産法人の構成員として農地を貸出・委託し、実質的に離農しても農業生産法人との関わりを何と

か保持しつつ、その一方で、家と法人の間では農業が媒介項になり得ず、結果として一線を画した関係が徐々に進行しつつある。

農協との関係でも、5割の家が将来にわたって組合員を継続するかどうか判断を留保せざるを得ない状況に置かれている。この数の多さは組合員であり続けることが見通せないことを反映したものとも考えられる。それにしても、この結果は大規模農業生産法人への農地集積が農業協同組合の根幹である正組合員の数にも直接的に影響を与えかねないことを示唆している。

集落の共同作業については、現在すでに、6割が出役困難になっている。これには津波被害によって農地は元の場所で復旧しても居住地を離れざるを得なかった家も含まれるので、その点には留意する必要がある。高齢化の進展を考慮しても、将来、9割近くの家が出役困難という数値から、少なくとも6~7割の家が出役できなくなる可能性が高い。これまでの東松島市での復興支援調査のなかでも、共同作業への出役が難しくなるといった元農家の話は聞いていたが、今回それがかなり明瞭になった。

大規模な農地集積が直接的要因であるが、高齢化の急進や過疎化等から住民の多くが農業への関心を失い、地域社会が農業から分断されていく可能性があることを想定すると、共有する資源や環境の維持をより広い視野に立って再構築する仕組みづくりが必要ではないだろうか。今後、アンケートを継続し、クロス集計に耐えうるボリュームで詳しい分析を進める予定である。

<参考文献>

- ・農村金融研究会(2017)『『2017復興支援プロジェクト』東松島市の復興支援調査報告書』
- ・大村道明・木原久・原弘平・坂内久(2018)『東松島市の大規模農業生産法人に関する調査報告』総研レポート30 農金No.6

(ばんない ひさし)

(注)ほかの5つは、移転先地に新たに設立されたか、直接的な津波被害を逃れることができた地域で設立された法人である。東松島市「東松島市における震災復旧状況及び平成28年度主要事業について」に基づく。